

令和5年度第1回江別市個人情報保護審査会 議 録

日 時：令和5年8月24日（木）
15：13～15：30
場 所：江別市民会館37号室

出席者：田口会長・石黒副会長・龍田委員・松本委員・小幡委員
東総務部次長・阿部総務課長・坪松総務係長・中村主任・難波主事
（傍聴者なし）

1. 開会

田口会長： ただいまから令和5年度第1回江別市個人情報保護審査会を開会いたします。

2. 議事

（1）報告事項

ア 令和4年度個人情報保護制度の運用状況について

田口会長： それでは、（1）報告事項、ア 令和4年度個人情報保護制度の運用状況についてを議題といたします。事務局から報告をお願いします。

事務局： 私から、令和4年度個人情報保護制度の運用状況についてご説明いたします。

1ページ、資料1「令和4年度情報公開制度実施状況及び個人情報保護制度運用状況集計表」をご覧ください。

まず、下段の（2）の個人情報保護制度であります。実施機関ごとの件数では、市長が実施したものについては、全部開示が4件で前年度と同数で、一部開示が1件で前年度比1件の増、不存在が0件で前年度比1件の減、計5件で前年度と同数となっております。

消防長が実施したものについては、令和4年度は請求がなかったため、全部公開が前年度比2件の減で、合計で前年度比2件の減となっております。この結果、全体の件数は5件となり、前年度比2件の減となっております。

次のページ、資料2「情報公開及び個人情報開示請求件数の推移」をご覧ください。平成25年度からの請求件数とその推移をグラフで表したものであります。請求件数は年度により変動しておりますが、令和4年度の請求件数は5件であります。

次に3ページ、資料3「令和4年度個人情報保護制度の運用状況」をご覧ください。個人情報開示の個別の内容ではありますが、以下、一部開示の決定をした案件及び訂正請求があり非訂正とした案件について説明いたします。

NO. 3の「グループホームから江別市へ提出された事故報告一式」は、請求者以外の事故関係者の住所、氏名、生年月日、採用年月日、経歴書に記載された氏名、生年月日、住所、雇用年月日、履歴、職歴、雇用後経緯、必要資格及び「事故・追跡報告書」の報告者は、江別市個人情報保護条例第16条第3号の開示請求者以外の個人に関する情報に該当するものとしてこれらの部分を非公開としております。

NO. 5-2の「特定の病院の協力により作成されたものすべて」の訂正請求は、病院名、医師の氏名、請求者の氏名、生年月日、住所等については客観的な正誤の判断が可能であり事実には誤りが無いと確認したため非訂正としており、また、診断等に関する事項については訂正請求の対象外となるため非訂正としております。

以上でございます。

田口会長： 報告を受けましたが、委員の皆様から質疑はありませんか。

龍田委員： 資料2について、個人情報の請求件数が右肩下がりとなっているのですが、これは、開示の手続き自体に変更等があって減少しているということでしょうか。

事務局： 手続き方法は変更しておりませんので、結果として減少したということになっております。

田口会長： NO. 1について、介護調査票とはどのようなものでしょうか。

事務局： こちらは介護認定調査表のことであり、請求者の認定区分変更に係る請求となっております。

田口会長： その他、委員の皆様から質疑はありませんか。

(なし)

田口会長： 以上で、本件に対する質疑を終結いたします。

(2) その他

ア 個人番号カードの紛失について

田口会長： (2) その他 ア個人番号カードの紛失についてを議題といたします。

事務局から報告をお願いします。

事務局： 個人番号カードの紛失についてご説明いたしますので、個人情報保護審査会資料の4ページをご覧ください。発生した部署は戸籍住民課であります。本件につきましては、市議会常任委員会に報告済みでございます。

概要ではありますが、令和4年11月10日に、市民1名に交付する予定で保管されていた個人番号カードを紛失していることが判明しました。

次に、経緯ではありますが、10月6日に地方公共団体情報システム機構からカードが到着しました。10月27日には、個人番号カードを使用可能にするための交付前設定の作業を実施し、10月31日にカードをチェックの上、交付通知

書を交付予定者に発送し、その後、カードを名寄せケースに収納し、鍵付きの保管キャビネットで保管しております。11月10日に、交付準備を行った際、交付予約者1名のカードが見当たらないことが判明し、直ちに執務室を中心に捜索を行ったがカードの発見には至らず、11月11日に交付予約者宅を訪問し、現在、カードを捜索中であること及び紛失となった場合の対応等について説明するとともに引き続き、執務室内を捜索するも発見できず紛失と判断いたしました。

次に、原因であります、不明であり、名寄せケースに移行する作業以降で書類に紛れ込むなど、紛失に至ったと考えられます。

次に、対応であります、11月12日に二次被害を防止するため、市から江別警察署へ遺失物届を提出し、カード交付予定者へ改めて説明し、個人番号の変更及びカード再発行の手続を行いました。

次に、再発防止策であります、現在は、名寄せケース移行作業を2名体制で行っております。

資料についての、説明は以上です。

田口会長： 報告を受けましたが、委員の皆様から質疑はありませんか。

龍田委員： マイナンバーカードの管理の中で、処理手順に関する明文化されたルール等があったのかは把握していますか。

事務局： 明文化されたルールの有無については把握しておりませんが、所管課の方では決まった処理手順に従って作業しておりました。

龍田委員： 当該マイナンバーカードが届いたという確認はしていたが、その後届いたカードが見つからず、紛失となったということでしょうか。

事務局： そうです。

龍田委員： 今回のケースの原因として色々と考えられると思いますが、明文化されたルールの有無が把握できないということになると、この場で原因の部分の吟味するのは難しいということでしょうか。

田口会長： 資料4の対応の部分に、今後は移行作業を2名体制で行うと記載があることから、処理手順の中に改善すべき点があったということになるのでしょうか。

事務局： 1名で作業していたところを2名体制に変更し、ダブルチェックの徹底を行うことで現在作業しております。

龍田委員： 分かりました。

石黒副会長： 経過の(3)までは確実に当該カードはあったということでしょうか。

事務局： (3)10月31日の時点では、確実に当該カードがあったことを所管課から確認しております。

石黒副会長： (4)11月10日に鍵付きキャビネットを開錠するまでの間に、鍵を開けることができる人はどれくらいいたのか、鍵を使用した際にその履歴を記録できるものはあったのでしょうか。

事務局： 所管課では、ある程度交付までの処理手順の仕組みづくりはしており、それが今回の経過に記載されているとおりだったのですが、(3)10月31日のカードチェックの際にはカードが確認されていましたが、その後名寄せケースに移行

する際に、書類に紛れ込む等で紛失に至ったということですので、この部分に関して工程に不足しているものがあつたのではないかと考えております。

石黒副会長： 所管課だけの問題ではなく、江別市役所全体でも保有している個人情報たくさんあると思います。鍵付きの保管庫があるのなら、鍵をいつ誰が使つたかチェックするようなシステムにした方が良くはないかと感じました。

今回、明文化されたルールの有無は把握していないということでしたが、他の部署ではそういったものはあるのでしょうか。個人情報の内容に応じて、担当者レベルでしか扱えない情報やアクセス履歴が記録できるようにして管理している情報等、そういう仕分けをして管理していかなければならないのではないのでしょうか。

事務局： 現状では、個人情報が入っているものについては必ず鍵をかけた上で退庁することや、目に触れる場所に出したままにしないということは、どこの部署でも行われているはずですが、ただ、その鍵を誰がいつ使つたのかの詳細な記録を取っているかということについては、部署によって管理が異なってくると思います。

田口会長： 個人情報の管理については、改めて市役所内で共有していただければと思います。

田口会長： ご本人はどのような様子でしたか。

事務局： 11月11日と11月14日にご本人宅を訪問し、紛失したことへの謝罪と今後の対応についてご説明を行い、ご了承いただいたと聞いております。

田口会長： そのほか、委員の皆様から質疑はありませんか。
(なし)

田口会長： 以上で、本件に対する質疑を終結いたします。

田口会長： 次にその他について、委員の皆様から何かございませんか。
(なし)

田口会長： その他について、事務局からありませんか。

事務局： ございません。

3. 閉会

田口会長： 以上をもちまして「令和5年度 第1回江別市個人情報保護審査会」を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。